

「加入者情報のご案内」の送付並びに 資格情報のお知らせと個人番号確認のお願いについて

標記の件に関しまして、厚生労働省からの通達に基づき、下記の要領にて送付を予定しております。
大変重要なお知らせとなりますので、お手元に届きましたら登録内容を確認していただき、大切に保管してください。

なお、個人番号を当組合に提出されていない方につきましては、今回の資格情報のお知らせ等は送付できませんので、至急、個人番号を提出していただきますようお願いいたします。

記

【送付の趣旨】

現行の健康保険証について、本年 12 月 2 日から新規発行は終了し、マイナンバーカードの健康保険証利用を基本とする仕組みに移行することにより、当組合が把握している加入者情報（個人番号の下 4 桁を含む）を通知することで、ご自身で情報の正確性をご確認いただき、安心してマイナンバーカードを健康保険証としてご利用いただけるようにすることを目的としています。

【送付時期および方法等】

令和 6 年 9 月下旬頃、事業主経由で送付。任意継続加入の方は、直接ご自宅に送付いたします。

なお、当組合の基幹システムベンダーである(株)大和総研が委託する光ビジネスフォーム(株)より直送され、紙による様式で、世帯単位で封筒に封入されます。(様式例 別添)

1 世帯 4 名までが 1 通となる為、4 名を超える世帯は封筒が 2 通となります。また、氏名に「外字文字」が使用されている場合は、その方の分だけ当組合より発行送付となる為、光ビジネスフォーム(株)からの送付には含まれておりませんのでご注意ください。(同時期に当組合より送付)

【再交付について】

今回送付する「資格情報のお知らせ」は原則再交付いたしません、「棄損・紛失」により加入者が再交付を希望される場合は、再交付の申請をしていただくことになります。

なお、資格内容に変更があった場合は、マイナポータルにログインすることで自身の資格情報の履歴を確認することができます。

また、『再交付申請書』の様式については、後日改めてお知らせいたします。